

よくあるご質問

	Q	A
1	指定校に入学希望です。入学手続きは必要ですか。	指定校に入学する場合、教育委員会に提出する書類はありません。中学校で開催される入学説明会に参加してください。（入学説明会の日程に関しては、各中学校へお問い合わせください。）
2	小学校入学時に学校選択または指定校変更を利用して、指定校以外の学校に通っています。中学校の指定校も変わりますか。	指定校は住所によって決められています。小学校を選択または、指定校変更をした場合でも、中学校の指定校は変わりません。指定校変更要件に該当する場合は期限内に指定校変更申請をしてください。
3	入学前に市内転居をする予定です。手続きはどのようにすればいいですか。	現在在籍している小学校と、転居後の指定中学校にそれぞれ連絡をしてください。なお、転居後に中学校の指定校変更申請をする場合は、学務課学事係までお問い合わせください。 ※現在在籍している小学校に卒業まで通う場合は、事前に小学校長と相談をしたうえで、小学校に住所変更の手続きをしてください。
4	入学前に市外へ転出します。川口の中学校へ入学できますか。	川口市の中学校には入学できません。新しく通う学校または教育委員会へお問い合わせください。 ※現在在籍している小学校に卒業まで通う場合は、区域外就学の手続きが必要です。事前に小学校長と相談をしたうえで、学務課へご連絡ください。
5	兄・姉が在学または、卒業した学校へ入学させたいのですが。	兄・姉が在学または、卒業している場合は、指定校変更申請ができます。申請期間内にお手続きをしてください。
6	自転車通学はできますか。	自転車通学を前提とした、指定校変更はできません。徒歩または公共の交通機関を利用して通学してください。
7	中学校までの距離が遠いのですが、学校を変更できますか。	中学校の指定校変更要件に距離要件はありません。通学距離での指定校変更はできませんのでご了承ください。
8	父親が外国籍なので、インターナショナルスクールに入学したいのですが。	外国籍・二重国籍（ご両親のどちらかが外国籍）のお子様はインターナショナルスクール等に就学する場合、手続きが必要となります。進学が決定後、学務課学事係までご連絡ください。 ※日本国籍のお子様は、インターナショナルスクール等に就学することはできません。
9	国・県・私立中学校への入学が決まった場合の手続きは。	国・県・私立中学校が発行する入学承諾書等（国・県・私立中学校が発行する書類）を学務課学事係まで速やかに提出してください。郵送でも受付しております。
10	国・県・私立中学校の受験結果が出てからの指定校変更申請はできますか。	指定校変更手続期間が過ぎてから、川口市立中学校の指定校変更はできません。川口市立中学校の指定校変更を検討されている方は、あらかじめ期限内に指定校変更申請書を提出してください。 ※受験予定である旨の申請は必要ありません。
11	A校への指定校変更申請が不許可になった場合、再度別のB学校で指定校変更はできますか。	指定校変更申請は一度のみです。申請が不許可になった場合、住所で定められた指定校へ入学となります。
12	指定校に希望する部活動がないので、指定校変更申請をしたい。市内の学校ならどこでも変更できますか。	希望する部活動がある学校で、ご自宅から最も近距離の学校に変更申請ができます。
13	特別支援学級を希望しています。申請は必要ですか。	特別支援学級に入学するために学校が変更する場合は、教育研究所の判定が必要となりますので学務課への申請は必要ありません。 （ただし、申請項目1～6の要件で変更を検討されている方は学務課への申請が必要になります。） 就学相談に関するお問い合わせ 教育研究所芝園分室：048-267-8208（直通）
14	川口市立高等学校附属中学校へ入学したいのですが、指定校変更はできますか。	川口市立高等学校附属中学校へ入学できるのは、入学者選考を合格した者のみとなります。 令和4年度の入学選考の日程については川口市立高等学校附属中学校ホームページをご確認ください。